

大山町過疎地域自立促進計画

平成28年度～平成32年度



平成28年3月（策定）
（平成29年3月（一部変更））
（平成29年5月（一部変更））
（平成30年3月（一部変更））
（平成30年8月（一部変更））

鳥取県西伯郡大山町

目 次

1	基本的な事項	1
	(1) 町の概況	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向	2
	(3) 行財政の状況	6
	(4) 地域の自立促進の基本方針	9
	(5) 計画期間	9
	(6) 公共施設等総合管理計画との整合	10
2	産業の振興	11
	(1) 現況と問題点	11
	(2) その対策	13
	(3) 計画	15
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	17
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	18
	(1) 現況と問題点	18
	(2) その対策	19
	(3) 計画	21
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
4	生活環境の整備	23
	(1) 現況と問題点	23
	(2) その対策	25
	(3) 計画	26
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	27
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	28
	(1) 現況と問題点	28
	(2) その対策	29
	(3) 計画	30
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31
6	医療の確保	32
	(1) 現況と問題点	32
	(2) その対策	32
	(3) 計画	32
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	32

7	教育の振興	33
	(1) 現況と問題点	33
	(2) その対策	34
	(3) 計画	36
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
8	地域文化の振興等	38
	(1) 現況と問題点	38
	(2) その対策	38
	(3) 計画	38
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
9	集落の整備	40
	(1) 現況と問題点	40
	(2) その対策	40
	(3) 計画	40
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	42
	(1) 現況と問題点	42
	(2) その対策	42
	(3) 計画	43
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	43
事業計画	過疎地域自立促進特別事業分	44

1 基本的な事項

(1) 町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、鳥取県の西部に位置し、東部は琴浦町、西部は米子市及び伯耆町、南部は江府町とそれぞれ接し、北部は日本海に面しています。距離的には、県庁所在地の鳥取市から約80km、県西部にあり広域市町村圏の中心都市である米子市から約20kmの位置にあります。特に米子市との繋がりは強く、車で約30分圏内にあり住民の主な通勤・通学先となっています。また、山陰の空の玄関口である米子鬼太郎空港までは、車で約50分圏内にあります。

地勢は、南北約21km、東西約16kmであり、北は日本海から南は中国山地の最高峰大山に至る範囲となっており、区域面積の約30%が山林・原野（国有林と保安林を除く。）で、約24%が農用地となっています。北部は大山の裾野が緩やかな傾斜を描きながら日本海に向かって広がり、南部は丘陵と谷間で形成され大山山頂に至る山地となっています。河川は大山山系を分水嶺として、東部に甲川、西部に阿弥陀川が日本海に流れています。また、本町の行政区域面積は189.83km²で、県の総面積の5.4%を占めています。

気象は、海岸部から大山山頂に及んでいるため、かなり大きな差異が見られます。夏の最高気温は、平坦部では30℃を越すのが普通であるのに対し、大山山頂では20℃前後となっています。また、冬の最低気温は平野部では氷点下となることは希ですが、大山寺では氷点下5℃以下となることがあります。降水量は、山陰型の気候であるため冬季と梅雨期に多く、積雪量は平野部で20～30cm、山間部で1m前後、スキー場のある付近では2mを越すこともあります。

大山町は、平成17年3月28日に、いわゆる“平成の大合併”により中山町・名和町・大山町の3町が対等合併し、新しく大山町となりました。

交通網は、日本海沿岸に沿って国道9号及びJR山陰本線が並行して東西に走っており、その南側に県道下市赤碕停車場線、広域農道が東西に走っています。また、町内を県道や主要地方道等が南北に走っています。中国自動車道に直結する山陰道が平成25年に町内全線開通しており、町内には5箇所のインターチェンジ（ハーフインターを含む。）があります。

歴史的に大山は古来より「神在ます山」「大神岳」と呼ばれ、大山信仰の始まりは約1,300年前の奈良時代までさかのぼり、人を寄せ付けない陰しさと気の引き締まる山の靈気にひかれた行者達の荒修行の場として崇拝されていました。

イ 過疎の状況

本町の人口は、昭和35年から昭和50年にかけて減少傾向が続いていましたが、昭和55年には減少から増加へ転じました。しかし、その後、平成22年まで減少が緩やかになった年もあったものの、増加に転じることはありませんでした。

このように本町では、人口の減少が緩やかになった時期もありましたが、依然として人口減少に歯止めがかかっていない状況にあります。

また、住民基本台帳による人口推移をみても、人口は年々減少しています。

本町では、これまで福祉施設の整備、農業や観光業を中心にした産業の振興、道路網などの生活基盤を中心として地域の活性化に取り組んできました。その結果、近年では山陰道の町内

区間の開通をはじめとする交通通信体系の整備や高度情報通信社会に不可欠な光ファイバー網の整備なども着実に進展しています。

本町のまちづくりにおいては、集落毎の活性化を目指す「集落の健康診断」、旧小学校区毎の住民が主体となった広域的な地域づくりを行っています。また、積極的な定住化施策を展開し、人口減の抑制を図る取り組みを進めています。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町の基幹産業は長い間、農業と観光業が主体でしたが、少子高齢化による農業後継者の問題や余暇産業の衰退など、地域経済をめぐる環境は大変厳しい時期を迎えています。

国や地方の財政状況が厳しいなか、今後もこれまでのまちづくりの取り組みを継続して、地域の特性を活かした独自の若者定住の促進や過疎化への対応、少子化対策の推進、そして豊かな高齢化社会の実現に向けて、住民主体のまちづくりを一層進めていく必要があります。

大山町では、本町が有する多様な資源を“大山の恵み”として象徴的に位置づけ、人と人、人と自然のつながりを大切にするまちをめざしています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

国勢調査による人口では、昭和35年から昭和45年までは減少率が7%前後で推移してきましたが、昭和50年には減少率が2%となり、昭和55年には増加に転じました。その後、昭和60年以降は再び人口が減少し、過疎化に歯止めがかからない状況となっています。また、少子高齢化や若年者の都市部への流出により、昭和60年以降、若年者数と高齢者数が逆転しています。

高齢者比率は昭和35年の9.3%から年々上昇しており、平成2年には20%を超え、平成22年には33.3%となっており、今後も高齢者比率は上昇していく傾向にあります。

一方、若年者比率は昭和50年までは約20%、昭和55年で約17%、昭和60年以降は約15%で推移していますが、若年者数は年々減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成25（2013）年3月推計）によると、大山町の人口は平成32年には14,977人、平成37年には13,777人、平成42年には12,628人になると予想されています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 26,140		人 24,453	% △ 6.5	人 22,626	% △ 7.5	人 22,180	% △ 2.0	人 22,356	% 0.8
0歳～14歳	7,749		5,974	△ 22.9	4,627	△ 22.5	4,342	△ 6.2	4,343	0.0
15歳～64歳	15,956		15,905	△ 0.3	15,246	△ 4.1	14,719	△ 3.5	14,463	△ 1.7
うち15歳～29歳 (a)	5,501		5,169	△ 6.0	4,727	△ 8.6	4,374	△ 7.5	3,872	△ 11.5
65歳以上 (b)	2,435		2,574	5.7	2,753	7.0	3,119	13.3	3,550	13.8
(a)/総数 若年者比率	% 21.0		% 21.1	—	% 20.9	—	% 19.7	—	% 17.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 9.3		% 10.5	—	% 12.2	—	% 14.1	—	% 15.9	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 22,225	% △ 0.6	人 21,508	% △ 3.2	人 20,562	% △ 4.4	人 19,561	% △ 4.9	人 18,897	% △ 3.4
0歳～14歳	4,354	0.3	3,830	△ 12.0	3,146	△ 17.9	2,544	△ 19.1	2,215	△ 12.9
15歳～64歳	13,876	△ 4.1	13,078	△ 5.8	12,301	△ 5.9	11,390	△ 7.4	10,776	△ 5.4
うち15歳～29歳 (a)	3,335	△ 13.9	3,025	△ 9.3	2,970	△ 1.8	2,937	△ 1.1	2,641	△ 10.1
65歳以上 (b)	3,995	12.5	4,600	15.1	5,115	11.2	5,627	10.0	5,906	5.0
(a)/総数 若年者比率	% 15.0	—	% 14.1	—	% 14.4	—	% 15.0	—	% 14.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 18.0	—	% 21.4	—	% 24.9	—	% 28.8	—	% 31.3	—

区 分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 17,491	% △ 7.4
0歳～14歳	1,980	△ 10.6
15歳～64歳	9,687	△ 10.1
うち15歳～29歳 (a)	1,975	△ 25.2
65歳以上 (b)	5,824	△ 1.4
(a)/総数 若年者比率	% 11.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 33.3	—

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 20,237	% —	人 19,645	% —	% △ 2.9	人 18,354	% —	% △ 6.6
男	9,666	47.8	9,361	47.7	△ 3.2	8,719	47.5	△ 6.9
女	10,571	52.2	10,284	52.3	△ 2.7	9,635	52.5	△ 6.3

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民を除く)	人 17,289	% —	% △ 5.8	人 17,044	% —	% △ 1.4
男 (外国人住民を除く)	8,277	47.9	△ 5.1	8,182	48.0	△ 1.1
女 (外国人住民を除く)	9,012	52.1	△ 6.5	8,862	52.0	△ 1.7
参 考	男 (外国人住民)	19	—	19	—	—
	女 (外国人住民)	32	—	31	—	—

イ 産業の推移と動向

本町の平成22年の15歳以上就業人口は9,204人で、人口が減少するにつれ、就業人口も減少しています。産業別の就業人口比率は、第一次産業28.0%、第二次産業19.7%、第三次産業52.3%となっており、第三次産業が全体の約半分を占めています。

産業構造の変化を見ると、昭和50年までは本町の基幹産業でもある農業を中心とした第一次産業が約50%を占めていましたが、農業所得の減少や後継者不足のため零細農家を中心に農業離れが顕著となり、平成17年には28%にまで落ち込み、その後横ばいで推移しています。

第二次産業については、工場の積極的な誘致や公共事業の増加により、製造・建設業の就業者数も右肩上がりに推移していましたが、バブルの崩壊後、公共事業の縮小などにより建設業の廃業や規模縮小が相次ぎ減少に転じています。

第三次産業については、昭和35年以降就業者数は、第一次産業離れの影響もあり右肩上がりに推移していますが、小売業、宿泊業、飲食サービス業を中心に伸び悩んでいます。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 14,426		人 13,744	% △ 4.7	人 13,960	% 1.6	人 13,071	% △ 6.4	人 13,119	% 0.4
第一次産業 就業人口比率	% 71.4		% 59.7	—	% 56.1	—	% 49.7	—	% 44.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 10.5		% 15.6	—	% 16.7	—	% 19.6	—	% 22.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 18.1		% 24.7	—	% 27.2	—	% 30.7	—	% 33.0	—
分類不能		3	11		3		13		7	

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 12,801	% △ 2.4	人 12,354	% △ 3.5	人 11,997	% △ 2.9	人 11,227	% △ 6.4	人 10,198	% △ 9.2
第一次産業 就業人口比率	% 42.7	—	% 38.5	—	% 33.1	—	% 29.5	—	% 28.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 22.6	—	% 25.4	—	% 27.8	—	% 27.6	—	% 23.7	—
第三次産業 就業人口比率	% 34.7	—	% 36.1	—	% 39.1	—	% 42.9	—	% 48.3	—
分類不能	1		4		4		5		44	

区 分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 9,204	% △ 9.7
第一次産業 就業人口比率	% 28.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 19.7	—
第三次産業 就業人口比率	% 52.3	—
分類不能	21	

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本町は、平成17年3月28日に中山町・名和町・大山町が合併し、「大山町」として行政運営に取り組んできました。

合併後の行政運営は、本庁のほか2地域に支所を配置し住民サービス体制の維持・向上と、本庁と支所が連携し、地域の振興と行政サービスの提供を行っています。

行政組織については、部署の統廃合、組織のスリム化、事務事業の効率化等を図り、住民サービスの向上等につなげるため、限られた人材の中で最大限の効果を挙げられるよう、組織体制の整備を図っています。

本町は行政区域も広範なため本庁・支所のほか、公共施設として保育所5園、小学校4校、中学校3校、診療所3カ所などを有し、職員数は、平成30年4月1日現在で210人となっています。

広域行政は現在、2市1村6町（米子市・境港市・日吉津村・大山町・南部町・伯耆町・日南町・日野町・江府町）で鳥取県西部広域行政管理組合を組織し、消防、不燃物処理、介護認定等に対応し、広域圏の整備計画の事務を行っています。

町内には、167の集落が存在し、自治会等を構成しています。本町では、集落を基本としつつ地域全体の活性化を図るため、地域自主組織の設立を推進してきました。地域の主体性と役割、責任を明確にして、行政と協働してまちづくりを行っています。

イ 財政の状況

大山町の財政規模は、平成22年度と平成25年度を比較すると歳入において8.8%、歳出において8.6%の減少となっています。

歳入構成をみると依然として自主財源比率が約22.7%と低く、地方交付税や国庫支出金、県支出金などに依存した財政構造にあります。

国の財政も危機的な状況にあることから、主な財源である地方交付税は今後、どのような方向に進むのか見当がつかない状況にあります。

合併後も財政基盤が弱く、財政の硬直化も見られることから、行財政改革に取り組んできたところですが、限られた財源の中から新たな行政課題や住民の多様化・高度化する行政需要に対応するため、さらなる事務事業の見直しや課題に対する優先順位付けなどをしながら、効率的な行財政運営を実現し財政の健全化を図っていく必要があります。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	11,369,135	10,216,386	12,121,553	11,056,558
一般財源	8,292,660	7,400,002	7,569,564	7,339,178
国庫支出金	499,248	418,018	1,128,640	624,688
都道府県支出金	910,574	597,733	875,956	1,160,475
地方債	970,600	1,064,700	1,287,000	936,200
うち過疎債	0	0	170,800	281,400
その他	696,053	735,933	1,260,393	996,017
歳出総額 B	10,999,512	10,000,420	11,563,874	10,572,193
義務的経費	4,594,705	4,252,978	4,250,543	4,006,161
投資的経費	2,038,878	1,434,892	1,652,100	1,546,199
うち普通建設事業	2,001,070	1,427,535	1,620,024	1,512,091
その他	4,365,929	4,312,550	5,382,794	4,250,866
過疎対策事業費	0	0	278,437	768,967
歳入歳出差引額 C (A-B)	369,623	215,966	557,679	484,365
翌年度へ繰越すべき財源 D	66,539	16,953	208,803	122,719
実質収支 C-D	303,084	199,013	348,876	361,646
財政力指数	0.237	0.273	0.274	0.256
公債費負担比率	20.4	20.8	18.0	18.2
実質公債費比率	—	15.0	17.7	13.9
起債制限比率	11.7	11.3	—	—
経常収支比率	83.5	89.9	81.4	85.3
将来負担比率	—	—	67.4	25.4
地方債現在高	12,823,354	12,814,385	13,264,068	11,777,312

ウ 公共施設の整備状況

大山町では、これまで福祉施設の整備、農業や観光を中心とした産業の振興、道路網等の生活基盤の整備を中心として活性化に取り組んできました。

その結果、下記に示すとおり、地域生活の基盤となる公共施設の整備は着実に進展しています。

表 1-2 (2) 主要公共施設の整備状況

(単位:千円)

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	12.2	51.5	63.1	75.6	70.7
舗 装 率 (%)	18.7	76.0	87.0	93.3	93.5
農 道					
延 長 (m)	54,708	72,128	63,844	85,817	85,512
耕地1ha当たり農道延長 (m)	12.6	15.9	13.8	18.6	27.3
林 道					
延 長 (m)	8,080	3,892	5,032	5,032	15,724
林野1ha当たり林道延長 (m)	1.1	0.5	0.8	0.8	7.2
水 道 普 及 率 (%)	90.9	93.0	95.2	99.8	93.7
水 洗 化 率 (%)	0.0	0.0	1.7	28.3	79.1
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0.6	0.8	0.8	0.9	0.0

区 分	平成25 年度末
市 町 村 道	
改 良 率 (%)	70.5
舗 装 率 (%)	93.9
農 道	
延 長 (m)	87,442
耕地1ha当たり農道延長 (m)	30.7
林 道	
延 長 (m)	15,724
林野1ha当たり林道延長 (m)	8.5
水 道 普 及 率 (%)	94.0
水 洗 化 率 (%)	80.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0.0

(4) 地域の自立促進の基本方針

町の総合計画である『大山町未来づくり10年プラン』は、その基本理念を「楽しさ自給率の高いまちへ」としています。また、「みんなでめざしたいまちの将来像」として、以下の5つの視点を示しています。

本計画においても、『大山町未来づくり10年プラン』の基本理念と5つの視点を地域の自立促進の基本方針として、一つひとつの取り組みを着実に積み重ね、大山町の理想の未来へつなげていきます。

①ひとの視点 まちを愛し、自ら支える人であふれるまち

歴史や文化の豊かな土壌を、思う存分楽しむ環境を生み出すことで、心から大山町が好きだと言える、大山町での暮らしが楽しいと言える、そんな人であふれるまちをめざします。

②しごとの視点 多様な働きが生まれる、見つかるまち

町内の豊かな自然資源等を活かして、今ある産業をさらに魅力的に、元気にしていくとともに、新しい時代のニーズに即し、生きる喜び、働く楽しさにつながる仕事生まれるまちをめざします。

③くらしの視点 心身ともに安心安全を実感できるまち

目に見えない「しくみづくり」と、目に見える「かたちづくり」の両方を通して、いくつになっても、心身ともに安心安全を実感して楽しく誇りを持って暮らすことのできるまちをめざします。

④なかまの視点 みんながつながり合い、思い合うまち

ご近所さん同士で普段からお互いを大切に思い、気かけあえる関係性が築かれていること、そして、その関係性を活かして楽しく地域に関わり、自分たちで地域を支えていくことがあたりまえになっているまちをめざします。

⑤めぐみの視点 自然に寄り添い、自然を活かすまち

自然の恵みに支えられた豊かな暮らしのありがたさを実感し、自分たちの力でその資源を守り・活かすまち、住民一人ひとりが自然を満喫し、自然と共に生きる暮らしを楽しむまちをめざしています。

(5) 計画の期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年間とします。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

今後は公共施設の更新や改修の時期を迎え、多額の財政需要が見込まれる状況にあります。

人口減少や少子高齢化が進む等、社会構造や住民ニーズは施設の建設当時とは大きく変化し、公共サービスのあり方を見直す必要性があります。そこで、「大山町公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、将来にわたって住民への公共施設での行政サービスを真に効果的に提供できるよう、施設担当部局間や隣接市町等との連携・協働・情報共有、各施設の状況把握等に努めるほか、経営的な視点も取り入れながら総合的かつ計画的な管理運用を推進します。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業は、大山の裾野に広がる肥沃な水田や畑地を利用して、水稻・果樹・野菜・花き・畜産等多様な農産物の生産振興に努めてきました。生産体制・土地基盤・近代化施設等の生産基盤の整備を積極的に取り組み、県下でも有数の農業地帯となっています。

また、近年、食品の安全性への関心が高まり食の原点を見直すスローフード運動や食農教育の取り組みも見られるようになりました。

しかしながら、農畜産物の輸入自由化、農業従事者の高齢化・後継者不足、農地の荒廃など農業をとりまく環境は依然として厳しい状況にあり、作業の効率化・省力化を図り耕作放棄地の解消に努め効果的な農業経営を目指す必要があります。

イ 林業

森林は、林産物の生産、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能を有しており、これらを通じて地域住民の生活と深く結びついています。

今後、森林の適正な維持管理を推進していくことが重要な課題となっていますが、近年の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材価格の低迷、松くい虫被害の発生、従事者の高齢化等、林業全般にわたって停滞しています。そのため、生産環境の整備、林業の担い手確保や育成もまた重要な課題となっています。

また、森林施業の集約化が課題となっていますが、施業実施箇所が小規模、分散し、森林整備事業に取り組む事業者のうち集約化施業の割合がほとんどないのが現状であり、間伐等の森林施業が効率的に行われていない状況にあります。

ウ 水産業

本町の漁業は、県下でも有数の漁獲量・漁獲高を誇る沿岸漁業の主力基地を有しています。特に御来屋漁港は、若手漁業者が比較的多く、活気のある港です。

しかしながら、全国的な漁価低迷などにより漁業経営環境は厳しい状況が続いています。

このような中、これまで交付金事業を利用した漁港整備事業を行ってきました。御来屋漁港においては、漁村再生交付金事業により平成23年度まで泊地・係船岸を新設する整備事業を行いました。これにより、陸揚げ待ち時間が解消され良好な鮮度で出荷することにより、魚価の向上が期待されます。

平成24年度には、御来屋漁港機能保全計画を策定しました。この計画に基づき、平成27年度は水産物供給基盤機能保全事業により施設の保全工事を行いました。今後も計画に基づき、老朽化した施設の保全に継続的に取り組んでいくこととしています。

御崎漁港・逢坂港においては、港整備交付金事業により平成22年度まで主に防波堤の改良を実施しました。港内静穏度の向上により、出漁機会の増加が期待されます。

漁業者も厳しい漁業経営環境に対応していこうと取り組みを行っています。加工品の開発により付加価値をつけた販売、省エネ操業等による経営努力、後継者の育成等を行っています。

そして、限りある資源を育てていこうとする取り組みにより、サザエ・アワビの種苗放流を継続して行っています。特に平成21年度からは、従来の1.5倍の数量を放流しています。さらに、磯場増殖の研究を御来屋沿岸で行っており、事業化へ向けて成果が期待されます。

今後の課題は、港内静穏度の向上、直販所の効果の検証、磯場造成の実践、そして後継者育成にあります。

エ 工業

本町では、住民の就労の場を確保するため、積極的に企業誘致を進めてきました。これにより、町内の雇用促進、定住促進につながっています。また、山陰道町内全区間の開通や新たな工業団地の造成、高度情報通信基盤の整備など企業誘致に必要な環境整備を進めてきました。

今後も引き続き、景気・社会情勢を勘案した本町独自の誘致施策の実施などにより、企業誘致を推進する必要があります。

オ 商業

本町の商業は、個人経営による小規模な小売業が大半をしめています。消費者は米子市近郊の大型店舗を利用する傾向にあるため、町内の商店は極めて厳しい経営環境におかれ商店数の減少が進んでいます。しかし、地域に密着した商店は日常生活の利便性や地域の活性化に欠かせないものです。

これを改善するためには、消費者に魅力を感じさせる商店づくり、店舗の再編成による商業活性化、多様化・高度化する消費者ニーズへの対応、商工会と連携した支援体制の強化が必要です。

カ 観光

本町には、大山隠岐国立公園内に四季を通じて観光客を魅了する秀峰大山があります。しかし、年々宿泊客は減少しており、老朽化した宿泊施設や街並みの整備など、抜本的な改革が必要となっています。

一方で、本町の強みである第一次産業と観光産業が連携し、新たに6次産業の推進に取り組むことで、本町の産業全体の活性化が図られると考えられます。

併せて、日本海・大山・名谷の甲川といった豊かな自然環境と文化財等の歴史的資産・農林水産業の産業資源を活かし、大山を主軸にした広域連携によって、新たな観光施策の展開を図る必要があります。

しかし、これら資源を活用した体験型・交流型・滞在型観光の整備が遅れている現状にあります。

今後、自然・歴史・文化・芸能を含めた様々なテーマを設定した体験交流プログラムによる体験型観光へ取り組む必要があります。また、それを担う組織・人材が不足しており組織・人材の育成も急務です。

キ 6次産業

本町の農畜水産物は、県内でも有数の生産量を誇り町内外において広く流通・消費されています。さらに、地元においてはその地域独自の加工・調理品があり、それはその地域での伝統と文化とともに継承されてきました。

一般財団法人大山恵みの里公社や関係団体との連携、農産物処理加工施設の活用などにより、これらの農畜水産物の加工品を町内外で提供できる流通・販売の体制が整いつつあります。

(2) その対策

ア 農業

本町の農産物の生産振興を図るために、農産物の高品質化や生産の安定化を図り、農薬や化学肥料に大きく依存しない土づくりを基本とした、環境に調和する地球環境にやさしい農業が必要です。これまで培われてきた農業生産環境を活かし、地域の特色を活かした農業振興施策の展開を図るとともに、多様な農産物を活かした特産化を推進します。

また、地域農業のリーダーとなる基幹的担い手農業者の育成を推進し、豊かで活力のある農業、魅力あふれる農業が実現できるよう施策を講じる必要があります。農業従事者の高齢化等の課題を踏まえ、農協等関係機関と連携のうえ、生産組織の設立の検討を含めた営農体制の充実に取り組みます。さらに、担い手対策と農業機械の共同利用等のコスト削減をめざした集落営農組織の育成に取り組みます。

畜産においては、所得の向上をめざし、担い手の育成により、畜産の振興を図り、生産体制・技術の支援を行うことによって、畜産物の品質・量の向上を図り経営の安定化をめざします。また、飼料生産請負組織を育成し、機械の共同作業による効率化・省力化を図るとともに、飼料と堆肥の需要供給を耕畜連携により確保する体制づくりを推進します。さらに、和牛放牧等を実施することにより耕作放棄地の有効活用に努めます。

イ 林業

各種補助金制度により、森林資源の保全と活用を図ります。

また、施業の団地化・集約化を図り、作業道等の路網整備、高性能林業機械整備を低コスト林業重点施策として位置付け、より効率的な施業を推進していくとともに、森林所有者、森林組合などとの相互の連携強化、担い手の育成に努めます。

ウ 水産業

元気な漁港であり続けるために、安全な係船のための既存施設の保全、外郭施設改良や磯場増大支援による漁業環境の充実を図り、後継者の育成や新規就業・経営安定への支援と魚食普及に取り組みます。

エ 工業

工業は、雇用の確保や定住促進に大きな役割を果たしています。今後も、景気動向や社会情勢を的確に捉え、関係機関と連携のうえ、本町にふさわしい優良企業の誘致活動に取り組みます。

オ 商業

商業は、商工会など関連団体や事業者と連携しながら、経営基盤の安定を図るための経営指導体制や人材育成、講習会の開催などの活動支援の充実を図ります。また、制度金融の充実とその活用を促進し、消費者のニーズにあった商業活性化をめざし町内での消費拡大を図ります。

カ 観光

町の強みである農業をはじめとする第一次産業と観光産業の連携により、町の産業全体の活性化を図ります。また、豊かな自然と共生する体験交流事業の展開と拠点空間の整備を図るとともに、町内の人材を活用した体験交流指導者の確保、育成に努めます。

また、観光関連産業の活性化に必要な年間を通じた体験型・交流型・滞在型観光の整備を進め、交流人口の増加と滞在時間を延長させることにより、観光交流産業の活性化を図ります。

さらに、観光・交流資源を再評価し、既存の観光施設の充実と観光情報の一本化により魅力ある観光地の創造に努めます。

キ 6次産業

本町の農畜水産物等のブランド化とともに、特産加工品等の開発、それらを流通・販売する体制の整備に努めます。併せて、町の農畜水産物等が、町内においてさらに広く流通・消費される環境づくりに努めます。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備	—	—	
	農業	集落営農体制強化支援事業 集落営農の機械整備を支援し、併せて組織強化・担い手育成の支援を行う。	町	
		就農条件整備事業 新規就農者が営農計画の実現に向けて経営を開始するときに、初期投資に対する負担軽減を講じ、その自立を支援する。	町	
		がんばる農家プラン事業 やる気や意欲のある農業者、営農組織等が創意工夫を生かして行う取組みに対して、支援を行う。農業者、営農組織等が個々に作成したプラン（営農計画）に基づき、そのために必要な支援を県と役割を分担し行う。	受益者	
		がんばる地域プラン事業 市町村または農業協同組合が地域の農業者等との合意形成を基礎として作成するプランについて支援を行う。市町村または農業協同組合が作成したプランに基づき、そのために必要な支援を県と役割を分担し行う。	町・農協	
		しっかり守る農林基盤交付金事業 部分的な農地の排水条件の改良や用排水施設の変更を行うための簡易な基盤整備事業を行う。	町	
		県営土地改良事業（畑かん・農道整備等） ・名和2期地区農業競争力強化基盤整備事業負担金 ・中山2期地区農業競争力強化基盤整備事業負担金 ・名和3期地区農業競争力強化基盤整備事業負担金 ・中山3期地区農業競争力強化基盤整備事業負担金	鳥取県	
	(2) 漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業 御来屋漁港物揚場保全工事L=46.6m 同防波堤保全工事L=221.4m 同臨港道路保全工事L=189.5m	町	
	(4) 地場産業の振興	—	—	
	加工施設	野生鳥獣被害防止事業 野生鳥獣の食肉処理施設を整備する。	町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(8) 観光又はレクリ エーション	夕陽の丘神田改修事業 神田バンガローエアコン、山香荘ロビーエアコン、 分電盤及びくれハウス・神田バンガロー火災報知器 の整備を行う。	町	
		夕陽の丘神田屋外トイレ新設工事事業 夕陽の丘神田に新たに浄化槽式の公衆用トイレ及び 蒸発散施設を整備する。	町	
	(9) 過疎地域自立促 進特別事業	野生鳥獣被害防止事業 有害鳥獣の捕獲、その侵入防止柵、被害防止施設設 置等への支援を行う。	町	
		耕作放棄地再生利用推進事業 農振農用地区域内の耕作放棄地を農地へ再生作業を 行い、賃貸借や使用貸借権の設定・移転・所有権の 移転・農作業受託などにより、再生年度から5年間 以上耕作する農業者等を支援する。	町	
		松くい虫等防除事業 松くい虫の被害から守るべき松林（特に地元要望の 強い松林）を、松くい虫のメカニズムに合わせ、効 果的に駆除と予防作業を実施する。	町	
		大山だいせんプロジェクト事業 「大山」と書いて「だいせん」と読ませる事業で、 全国に大山をPRする。	町	
		大山町自己居住用建物等改善助成事業 町民が町内の事業者に発注するリフォーム等に対 して10%上限10万円で大山町商工会のお買物券で 助成する。	町	
		大山ツーリズム推進事業 ツアーデスクの体制整備、ツアー商品開発、地元受 入体制を整備する。	町	
		にぎわい復活事業 かつて賑わっていた大山参道は、現在、空き店舗が 目立ち、閑散としている。このため、関西圏、関東 圏へ大山参道のPR活動を行い、観光客の増大を図 り、かつてのようなにぎやかな大山参道の復活を図 る。	町	
		大山町温泉活用促進助成事業 日帰り温泉施設「豪円湯院」が温泉水を下水道に流 すことによって発生する下水道使用料の総額に対 して、1/3を乗じた額に4/5もしくは年額120万円の いずれか低い額を助成する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など、計画的な維持管理を推進することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、施設別のライフサイクルコストの把握及び管理を行います。維持管理コスト、老朽化度合い等を分析するとともに、人口減少による住民ニーズの変化を勘案したうえで、施設の長期的な整備の方向性を示します。

また、施設の特性や重要性を考慮した計画的な維持管理を行うとともに、対症療法型による修繕ではなく、予防保全型による修繕を計画的に実施していくことで、長寿命化を推進し、修繕費用の縮減に努めます。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 町道

町道は、国・県道とともに道路網を形成する重要な道路です。町内を横断する幹線道路の主なものは、山陰道、国道9号、県道下市赤碕停車場線がありますが、町内の交流や流通等には、まだまだ支障をきたしています。

また、町の中心的観光地である大山への道路整備も主要地方道赤碕大山線の整備が一部完了したものの、観光客の交通アクセスの利便性を一層向上させる必要があります。

そのため、町道についても整備を進めていますが、今後とも国・県道の幹線道路を補完し、住民の生活に密着した安全で快適な道路を計画的に整備する必要があります。併せて、地域振興を図るうえで、関連道路の整備も進めていく必要があります。

今後橋梁の老朽化が進んでいくことから、施設の延命化や架替えの検討を行っていく必要があります。

イ 農道・林道

農道及び林道の整備は、活力ある産業経済の発展や住民生活の向上などまちづくりの基礎として非常に重要な役割を担っています。

現在、町内を横断している農道は、大山広域農道、佐摩、大名、汗入の各農免農道がありますが、町内の農産物流通等にはまだまだ支障をきたしているため、広域的な役割をもった農道の整備を図る必要があります。

また、間伐材を搬出するための林道、作業道の整備が必要です。

ウ 電気通信施設等情報化のための施設

① 情報通信施設

本町では、平成17～18年度に高度情報化社会に対応するため情報通信基盤を整備し、各世帯までの高速インターネットサービスや多チャンネルサービスが提供され、地域チャンネルによる議会中継、文字情報による行政情報や地域の話題、行事などの番組提供を行っています。

これら情報通信基盤の安定的な維持管理を継続するため、設備の更新が必要とされている中、時代の経過とともにインターネットの更なる高速化と視聴されるテレビのハイビジョン化の求めに応じる必要性が出ています。

一方、整備されたICT利活用に必要なソフトウェアやシステム導入には人的、財政的な負担が大きいため、簡単に利用できない状況も続いています。

また、近年、スマートフォンやタブレット等の携帯端末の普及はめざましく、公衆無線LAN等の高速な情報通信サービスが受けられる環境整備を図る必要があります。

② 防災行政無線施設

本町では防災行政無線により緊急災害時の情報や行政情報の伝達を行っていますが、今後デジタル化を行うことが必要となっています。また、デジタル化を含めた防災行政無線の統合を進める必要があります。

エ 地域間交流

本町の国内交流は広島県呉市、沖縄県嘉手納町といずれも合併前から引き継いで行っています。この間、文化交流や親善を目的として、行政主体で小中学生・住民などの草の根交流を進めてきました。

今後は、交流継続を基本とし、交流内容や交流実績等を再確認し、行政主体の交流から地域づくりにつながる民間主導の地域間交流に移行していく必要があります。

また、米国カリフォルニア州テメキュラ市、韓国江原道襄陽郡との国際交流や国際交流団体による「草の根交流会」など、国際社会への理解と友好親善を図るため国際交流を進めてきました。異なる文化・歴史・習慣を持つ人々との交流は、まちづくりや国際性豊かな人間形成に大変に有意義なものです。

今後も、私たちの住む地域の生活文化・様式の認識をさらに深めるため、国際交流の内容を検討しながら、多文化共生の社会の実現及び活力ある地域づくりにつながる様々な取り組みを進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 町道

町道は、住民生活に密着した生活基盤であり、住民要望に基づいて生活利便性の向上や安全性の確保のため整備を図るとともに、町全体の道路網を視野に入れた計画的な道路整備や適正な道路維持、除雪体制の充実を推進します。また、橋梁等については長寿命化修繕計画に基づき、施設の延命化に努めます。

イ 農道・林道

農道は、農業生産基盤として農業振興における重要な役割を担っているため、県営事業を中心に整備促進を行います。また、必要に応じて、林道及び作業道の整備を行います。

ウ 電気通信施設等情報化のための施設

① 情報通信施設

情報通信施設は、地域の暮らしや産業、福祉、交流等さまざまな分野において地域情報を伝達するための基盤です。サービス内容の充実を図るため、福祉、防災等に関する共同事業やASPサービスを利用した低廉な通信サービスの導入に向けて検討を進めます。

また、大山チャンネル番組の局舎送出システムをアナログ伝送からデジタル伝送に切り替え、精細な番組の視聴を提供できるようにします。さらに、システムを見直し、更なる超高速化を図ります。

近年、スマートフォンやタブレット等の携帯端末の普及により、SNSによる情報発信や情報収集が行われ、全国的にも災害時等にWi-Fiが積極的に活用されています。本町においても、公共施設や避難所等で住民や観光客に提供すべき情報を配信するための環境を整備し、住民サービスの向上と観光客の利便性の向上を図ります。

② 防災行政無線施設

緊急を要する災害時の情報伝達手段や行政情報の連絡手段として、防災行政無線のデジタル化を図ります。

エ 地域間交流

国内交流では友好都市との交流を継続し、今後は、活力ある地域づくりにつながる住民参加の交流を進めます。

国際交流では、交流の目的等について住民の理解を促し、誰もが参加しやすいシステム、環境づくりに努め、国際性豊かな住民の育成と地域の活性化を図ります。また、町内中学生と友好・姉妹都市の中学生との交流を継続しながら、教育の観点からの国際交流事業を進めます。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系 の整備、情報 化及び地域間 交流の促進	(1) 町道	—	—	
	道路	町道一の谷赤松線改良事業 L=1,500m W=5.0m	町	
		町道退休寺線改良事業 L=700m W=7.0m	町	
		町道前谷木料線改良事業 L=400m W=5.0m	町	
		町道坊領向原線改良事業 L=580m W=5.0m	町	
		町道莊田長田線改良事業 L=900m W=5.0m	町	
		町道旧奈和北線 L=110m W=5.0m	町	
		町道人権交流センター線改良事業 L=220m W=7.0 (5.0) m	町	
		町道中山インター線改良事業 L=600m W=9.25 (5.5) m	町	
		町道安原淀江線改良事業 L=880m W=4.0 (5.0) m	町	
		町道下坪田山村線改良事業 L=920m W=5.0 (7.5) m	町	
		橋りょう	道路橋りょう定期点検事業 148橋	町
	橋梁長寿命化修繕事業 町道羽田井樋口線橋りょう 町道中山口住吉線橋りょう 町道御来屋陣構線橋りょう 町道茶畑上大山線橋りょう 町道坊領佐摩線橋りょう 町道一の谷赤松線橋りょう 町道三谷線橋りょう 町道末長妻木線橋りょう		町	
	(6) 電気通信施設 等情報化のた めの施設	—	—	
	有線テレビ ジョン放送施 設	大山チャンネルHD化事業 町内局舎および中海テレビ放送局舎にある大山 チャンネルの放送設備をHD設備に更新し、ハ イビジョン放送の視聴を可能にする。	町	
防災行政無線 施設	防災情報通信設備整備事業 防災行政無線をデジタル化する。	町		

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(6) 電気通信施設 等情報化のため の施設	—	—	
	その他情報化 のための施設	情報通信設備等更新事業 情報通信設備が10年を経過し、局舎にある設備 等を更新する。	町	
		観光・防災Wi-Fiステーション整備事業 公共施設等にフリーWi-Fiを設備し、情報通 信サービスが受けられる環境を整備する。	町	
	(9) 道路整備機械 等	8 t 除雪ドーザ購入事業（1台） 8 t 除雪ドーザを1台購入する。	町	
		4 t 除雪トラック購入事業（1台） 4 t 除雪トラックを1台購入する。	町	
	(11) 過疎地域自立 促進特別事業	国内交流事業（呉市） 広島県呉市が開催する「食の祭典」に町内の団 体を派遣する。	町	
		国際交流事業（韓国・アメリカ） 大山町と友好・姉妹都市の韓国ヤンヤン郡、米 国テメキュラ市との交流事業、及び訪問団派 遣、受入を行う。	町	
		人材育成交流事業 風土や文化、生活習慣の異なる友好都市との児 童交流を通じ、次代を担う幅広い見識を持った 人材の育成を図る。	町	
		情報通信設備等更新事業 町民が快適にICTを利用できる環境を整備 し、今後も継続的かつ安定的に情報通信サービ スの提供を行うため、局舎及び加入者宅に設置 してある通信機器について、光ファイバ化によ る通信速度の向上等の機能強化を図り、更なる 超高速通信網を整備する。	町	
		橋梁定期点検事業 町が管理する延長2m以上の全ての橋梁につい て、損傷の早期発見・経過観察・効率的な維持 管理を図るため、点検を実施する。	町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

施設の長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など、計画的な維持管理を推進することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、施設別のライフサイクルコストの把握及び管理を行います。維持管理コスト、老朽化度合い等を分析するとともに、人口減少による住民ニーズの変化を勘案したうえで、施設の長期的な整備の方向性を示します。

また、施設の特性や重要性を考慮した計画的な維持管理を行うとともに、対症療发型による修繕ではなく、予防保全型による修繕を計画的に実施していくことで、長寿命化を推進し、修繕費用の縮減に努めます。

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

本町は合併により、水道事業も大きな給水人口を抱えるものとなり、安全でおいしい水の安定供給に対する責務が大きくなりました。水道普及率は、94.0%とほぼ全町にいきわたっています。

今後は、安全でおいしい水が活用できるネットワーク（相互給水）を確立し、地震や水質汚染などの災害時でも被害を最小限に抑える水環境の基幹施設の整備を進めていく必要があります。また、材質的に漏水・破損の恐れのある配水管等の更新や緊急時にも対応できる配水池容量の確保など、施設整備を引き続き進めていく必要があります。

イ 下水道

本町において、公共下水道事業・農業集落排水事業による下水道施設整備は、大山地区では平成16年度、中山地区では平成17年度、名和地区では平成18年度に完了しているところです。汚水処理普及率は、95.8%でほぼ町全域をカバーしています。

今後は施設の老朽化が益々進むことから、維持管理費の軽減と施設の延命化を検討する必要があります。

また、地理的条件・効率性の面から合併処理浄化槽の設置が望ましい地域においては、その整備を促進していく必要があります。

ウ 廃棄物処理

現代の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は豊かな物質社会を生み出した反面、膨大な量の廃棄物を排出し、環境汚染・資源の枯渇・不法投棄の増大など多くの問題を引き起こしています。

これらの問題解決のため、これまでの経済社会システムから脱却し、住民一人ひとりがリフューズ・リデュース・リユース・リサイクルの「4R」の意識を持って、環境への負荷が少ない資源循環型社会を推進することが求められています。

本町においては15種類の分別収集、使用済み家電製品（4品）のリサイクルに取り組んでおり、可燃ごみについては町内の焼却施設と、町内施設で処理しきれない可燃ごみは、米子市の焼却施設で処理を行っています。ごみのさらなる減量化が課題となっています。

平成44年度には、広域圏で新焼却施設を整備する計画があり、広域での処理に移行する予定です。それまでの間、町の現有施設の延命化を図り、廃止された焼却施設は、地域の生活環境に配慮し安全な解体処分の検討が必要になります。

また、し尿と不燃ごみの処理を西部広域行政管理組合で行っており、不燃ごみについてはさらなる資源化を推進するため平成28年度にプラスチック選別処理施設の整備工事が着手されます。

エ 消防・防災

本町では、西部広域行政管理組合による広域消防体制をとり、非常備消防としての消防団

での消防・防災活動、自主防災組織の育成・強化等に取り組んでいます。

しかし、町消防団員の高齢化や人口減少、町外勤務、若者の消防団離れ等により、消防団の人員体制が弱体化しているほか、各集落に設置されている自衛消防団の充実による自主防災組織の育成も立ち遅れていることから、組織・施設の充実による機能的な消防・防災体制を確立していくことが必要です。

消防施設については、消防水利の不足している地区に防火水槽を設置し、消防水利基準は概ねクリアしていますが、集落によっては未だ不足のところもあります。

近年、ゲリラ豪雨等予想のつかない自然災害が頻発していますが、これにより防災に対する意識は一層高まっています。災害発生時の対応や避難場所の確保・充実に対するニーズも高まっています。

オ 住宅

本町の住宅事情は、生活様式の変化による多様な住宅需要に対応できる供給がなされていないのが現状です。

近年、住宅は単なる私的財産にとどまらず、町の持続的・安定的な発展を支える社会的財産としての認識が強まっています。これにより、民間の住宅開発との調整を図りながら住宅政策に取り組むことがますます重要となってきます。また、住宅困窮対策として需要に応じた計画的な住宅施策を積極的に進める必要があります。

本町の人口推移をみると減少傾向にあり、併せて今後は高齢化が一層進展することが見込まれることから、さらなる定住促進に向け、若者の定着やIJUターンの促進、子育てや教育環境等の充実など定住環境充実の取り組みが必要となっています。

カ 公園

公園に設置している遊具で経年劣化しているものもあるため、更新により利用者の安全を図る必要があります。

キ その他

近年、環境問題への関心が高まり、従来の技術革新による生産性重視の開発から、自然環境との共生をめざした取り組みへの転換が求められています。

本町は、大山をはじめとする豊かな自然環境に恵まれており、人と自然の関わりを物語る美しい景観が随所に見られます。この自然環境や景観は、大切に後世に残していかなければなりません。

そのためには、住民一人ひとりが郷土の自然を大切にする意識を持ち、行政と事業所が連携のうえ、この良好な自然環境と景観の保全に努め、自然との共生に取り組んでいかなければなりません。

(2) その対策

ア 水道

定期的な水質の検査、配水流量や配水池水位の監視、施設の安全管理や水道管の修繕等により良質な水の安定的な供給に努めます。

また、安全で良質な水源確保に努めるとともに、簡易水道の統合事業を実施します。

イ 下水道

下水道施設整備は完了したことから、今後は下水道への接続促進を継続し、処理施設の機能を保全するため計画的な延命化とコスト削減を図ります。また、公共下水道事業・農業集落排水事業の対象外の区域については、合併処理浄化槽設置の促進により公衆衛生の向上に努めます。

ウ 廃棄物処理

生活環境の保全や資源の有効利用を推進するため、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用をしたうえで、循環型社会への転換をめざします。

ごみ減量化と分別の徹底に務め、適正なごみ排出の啓発及び県西部での広域処理も視野に入れながら、処理施設の点検、早期補修など適正な維持管理を続け、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

また、不法投棄は、景観や環境に悪影響をおよぼすことから厳しく禁止されており、不法投棄をさせないための継続的な啓発活動を行います。

エ 消防・防災

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、引き続き災害発生が予想される箇所の改修や、避難所に指定されている公共施設の耐震化に取り組みます。また、福祉避難所の設置、避難所生活用の物資の確保及び備蓄倉庫新築等、災害発生時の住民の生活確保に努めます。

また、防災意識の啓発や自主防災組織の育成と活動の一層の活性化により、地域での防災体制を充実させるとともに、自助・共助・公助のバランスのとれた消防・防災体制施策により災害に強いまちづくりをめざします。

消防施設については、防火水槽や消火栓の設置による安定した消防水利の確保や資機材、消防車両等の更新を計画的に行い、一層の充実を図ります。

オ 住宅

分譲宅地の販売促進や公的機関及び民間と協力し、定住促進を図ります。少子高齢化の進行や若年層の流出による人口減少に歯止めをかけるため、老朽化が進む町営住宅の改修に取り組み、多様なニーズに応じた住宅の供給を図ります。また、町内に点在する空き家空き地の情報活用制度を更に充実させ、IJUターン希望者へ情報提供を積極的に行います。

カ 公園

老朽化した遊具の更新をすることによって利用者の安全性と快適性の確保を図ります。

キ その他

本町の特性である森林・河川・景観等の貴重な資源の保全を図るとともに、町内外にアピールし、自然環境保全に対する理解と協力を促進します。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設	—	—	
	簡易水道	前地区簡易水道統合整備事業 前地区簡易水道を大山寺地区上水道に統合整備する。	町	
	(2) 下水処理施設	—	—	
	公共下水道	公共下水道長寿命化事業 経年劣化による施設の機能低下等に対処するため、計画的に修繕や更新等を行い、施設の機能保全と併せてライフサイクルコストの削減を図る。	町	
	農村集落排水施設	農業集落排水施設機能強化対策事業 経年劣化による施設の機能低下等に対処するため、計画的に修繕や更新等を行い、施設の機能保全と併せてライフサイクルコストの削減を図る。	町	
	(3) 廃棄物処理施設	—	—	
	ごみ処理施設	名和クリーンセンター修繕工事 名和クリーンセンターの延命化を図り、環境基準に適合した稼働を行うため、年次的な修繕を行う。	町	
		リサイクルプラザ基幹改修事業負担金 老朽化や経年劣化による施設の性能低下に対処するため、当該施設の基幹改良工事の負担金。施設の長寿命化を図るとともに、循環型社会の形成を図る。	鳥取県 西部 広域 行政 管理 組合	
	(5) 消防施設	大山町消防団消防ポンプ自動車購入（4台） 公設消防団の消防ポンプ自動車を4台更新する。	町	
	(7) 過疎地域自立 促進特別事業	自主防災組織育成強化事業 自主防災組織育成、強化に対する補助金、AEDの普及促進、火災報知機の普及促進に係る啓発、防災訓練等による防災意識の向上を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など、計画的な維持管理を推進することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、施設別のライフサイクルコストの把握及び管理を行います。維持管理コスト、老朽化度合い等を分析するとともに、人口減少による住民ニーズの変化を勘案したうえで、施設の長期的な整備の方向性を示します。

また、施設の特性や重要性を考慮した計画的な維持管理を行うとともに、対症療法型による修繕ではなく、予防保全型による修繕を計画的に実施していくことで、長寿命化を推進し、修繕費用の縮減に努めます。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 福祉

① 高齢者福祉

本町の人口は年々減少傾向にある中、65歳以上の高齢者数は平成27年3月31日現在で6,150人（住民基本台帳）となり、高齢化率は36.0%と年々上昇傾向にあります。

本格的な超高齢社会の進展にともなう寝たきりや認知症など、介護を必要とする高齢者の大幅な増加に対応するために創設された介護保険制度は、平成18年に大幅に改定され、高齢者福祉に係る介護予防事業が新たな介護保険制度のもとに集約されました。

このような状況の中、高齢者が健康で自分らしく安心して暮らすことのできるよう各種施策を進める必要があります。また、要介護高齢者・一人暮らしの高齢者等に対し、要介護状態にならないための介護予防施策や、自立と生活の質の確保を図る生活支援サービスの充実に努め、地域全体で高齢者を守っていく必要があります。

介護保険制度の定着や高齢化の進展と相まって、介護サービスの利用者が増え続け、介護サービス費の支給額も上昇しています。

高齢者の多くは介護を必要としない元気な高齢者ですが、こうした高齢者ができる限り健康で生きがいを持ちながら過ごしていくことが大切です。しかし、介護予防の必要性を理解し、積極的に介護予防事業に参加する高齢者は少ないのが現状です。

住み慣れた地域で安心して暮らせるように、住民・関係機関・行政が役割分担・連携をしながら、地域で支え合う関係性を築いていくことが求められています。

② 児童福祉

全国的に少子化が進む中、本町においても出生率の低下が顕著となっており、本町の15歳未満の人口は平成27年3月31日現在で1,842人（住民基本台帳）となり、比率は10.8%と年々下降傾向にあります。平成21年度は、初めて出生者数が100人を下回りました。

このような状況の中、安心して育児に取り組むことができるよう、旧町ごとに保育サービスを集約した拠点保育所を3園新設し、既存の保育所を含めて全体で5園体制に整備しました。

また、家族形態の多様化が進む中、子育てに対する肉体的・精神的あるいは経済的負担感の増加や、出産・育児により社会活動を制限されることへの不安感などが複雑に絡みあい、子どもを生み育てることをためらう人が増えています。

本町では、乳幼児保育・一時保育・延長保育・病児及び病後児保育などの保育サービスや地域子育て支援センター、子育て世代包括支援センターの開設、ファミリーサポートセンター事業、子育てサークルや子育てボランティアの活動を支援するなどの子育て支援策を行っています。一方、多様な働き方に対応したきめ細かな保育サービス、弾力的な保育料軽減など、一層の負担軽減が保護者のニーズとしてあります。また、保育に関わる職員の資質・能力や専門性の向上が求められます。

③障がい者福祉

近年、少子高齢化の進行とともに障害者手帳所持者も増加傾向にあり、障がいの重度・重複化や障がいのある人の高齢化が進んでいます。また、家族関係や地域社会が大きく変化し、人々の価値観や生活様式が多様化する中、障がいのある人の意識も変化し、障がいのある人の地域での自立した生活を支援することがこれまで以上に重要となっています。

平成25年から障害者総合支援法が制定され、さらには障がいがあってもなくても、誰もが分けへだてなく、お互いを尊重して差別の解消を図り、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現につなげることを目的として障害者差別解消法が平成28年4月から施行されます。障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会を実現するためには、福祉サービスの一元化や就労支援の強化が不可欠です。障がいの有無にとらわれず、誰もが自分らしさを尊重され、自ら選択した暮らし方を楽しむことのできる環境づくりが必要です。

イ 保健

本町における平成20年から平成24年までの5年間で亡くなった方の死亡原因を平均標準化死亡比で比べると、脳血管疾患が最も高く（140.3ポイント（同期間の全国平均は100ポイント、鳥取県平均は107.6ポイント））なっています。次に、心疾患（大山町119.0、全国100、鳥取県99.5）、悪性新生物（がんなど）（大山町89.0、全国100、鳥取県99.6）と続きます。このことから本町では循環器系疾患を原因とする死亡割合が高くなっていることがわかります。

また、大山町国民健康保険及び町内在住の全国健康保険協会（協会けんぽ）被保険者の特定健康診査（生活習慣病予防健診）の結果、血圧、血糖値、血中脂質が高い人が多い状況にあり、これらの原因は生活習慣によるものが多いと考えられます。

人生を健康に過ごすことができることは住民皆の願いですが、健康づくりに対する意識の高い方がいる反面、そうでない方もいるという現状から、すべての住民が自らの健康課題を把握し、自分にあった健康づくりに自主的に取り組むことが求められています。

（2）その対策

ア 福祉

①高齢者福祉

高齢者を取り巻く現状を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で生き生きと安心安全に暮らせるよう、民間事業者やボランティア団体等との連携により地域全体で高齢者を支え合い、保育所・学校と高齢者福祉機関との連携・交流を推進することにより地域に開かれた高齢者福祉のシステムづくりを進めます。

また、地域包括支援センターを中心に、福祉・保健事業と連携をとりながら、特に要介護状態にならないように介護予防の充実を図るとともに、各事業者・施設については、適正な基盤整備、介護サービスの充実に向けての指導・助言を行っていきます。

②児童福祉

総合的な子育て支援体制づくりに取り組むとともに人材育成を図ります。

また、保育所における保育内容や人的体制、施設のあり方についても検討を行い、さらに“子どもたちが心豊かな人間として育つためのよりよい環境”を整えていきます。

働きながら子育てしやすい環境づくり及び家庭保育支援給付事業の実施など、家庭での子育て支援策を展開し、保護者の子育ての選択肢を広げることで、親子の愛着形成と出生率の向上を図ります。

③障がい者福祉

「ノーマライゼーション」の理念を基本とした暮らしやすい生活環境のもと、安心して暮らせるまちづくりと障がいのある人の社会参加の実現と心の「バリアフリー」化を促進し、「共生社会」の構築をめざし、障がい者関係団体や小規模作業所などへの支援を通じて、障がい者の社会参加の機会の充実を図ります。

イ 保健

病気を未然に防ぐため、住民一人ひとりのライフステージに応じた健(検)診や予防接種などを適切に実施するとともに、保健指導の充実を図ることで、生活習慣を原因とする疾病の重症化の予防やがんなどの早期発見、早期治療に結びつくよう努めます。

また、普段から自らの健康を気にかけて、健康維持に取り組める住民を増やしていくため、「食」、「運動」、「健(検)診」を柱に据えた「町民総健康づくり運動」を展開します。この運動は、地域や民間の健康づくりに関係ある組織・団体及び集落の保健推進員、福祉推進員や食生活改善推進員などと緊密な連携を図りながら取り組みを進めます。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	外出支援サービス事業 要介護状態にある者または障がい者等で単独での移動が困難な者で、一般の交通機関を利用することが困難な者を対象として、移送用車両により利用者の居宅と医療機関との間を送迎する。	町	
		緊急通報体制整備事業 ひとり暮らし高齢者等の急病や火災等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の貸与を行う。	町	
		タクシー助成制度 高齢者・身障者等が、自立した生活を送るためタクシー乗車の運賃を一部助成する。	町	
		家庭保育支援給付事業 家庭で乳幼児を保育する保護者に対して給付金を支給することにより、経済的負担の軽減と乳幼児期における家庭での保育環境の充実を図り、親子間の愛着形成や乳幼児の健全な育成に寄与する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など、計画的な維持管理を推進することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、施設別のライフサイクルコストの把握及び管理を行います。維持管理コスト、老朽化度合い等を分析するとともに、人口減少による住民ニーズの変化を勘案したうえで、施設の長期的な整備の方向性を示します。

また、施設の特性や重要性を考慮した計画的な維持管理を行うとともに、対症療法型による修繕ではなく、予防保全型による修繕を計画的に実施していくことで、長寿命化を推進し、修繕費用の縮減に努めます。

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町には、一次医療機関が12施設（うち国民健康保険診療所が3施設）あります。国保診療所のうち、名和診療所は鳥取県からの派遣医師が、大山口診療所は固定医がそれぞれ診療にあたっていますが、大山診療所は固定医が不在となっています。

各国保診療所とも地域医療の要として重要な役割を担う一次医療機関としての機能を維持しつつ、持続的な経営を図るため、計画的な医療機器の整備や更新など、一層の経営の合理化が求められています。

特に大山診療所は過疎地域における貴重な医療資源として存続させるため、鳥取大学医学部の協力を得ながら、健診センター的な機能を持たせたものとして経営を継続していきますが、固定医師の確保が早急に求められています。

また、現在、救急医療については西部広域圏の救急医療体制に基づき対応していますが、より早く、適切に受けられる体制づくりのために関係機関との連携強化を図る必要があります。

(2) その対策

国保診療所の安定した経営を図るため、大山診療所は固定医師の確保、名和診療所は派遣医師の継続した確保への取り組みを進めます。また、各国保診療所とも、経営の合理化に努めるとともに、経営状況を勘案しながら計画的に医療機器等の整備、更新を図ります。

また、救急医療については、圏域の救急医療機関及び鳥取県西部広域行政管理組合等との連携強化を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設	—	—	
	診療所	国保診療所医療設備整備事業 診療所に設置している医療機器を更新することにより、継続した診療業務を行う。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など、計画的な維持管理を推進することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、施設別のライフサイクルコストの把握及び管理を行います。維持管理コスト、老朽化度合い等を分析するとともに、人口減少による住民ニーズの変化を勘案したうえで、施設の長期的な整備の方向性を示します。

また、施設の特性や重要性を考慮した計画的な維持管理を行うとともに、対症療法型による修繕ではなく、予防保全型による修繕を計画的に実施していくことで、長寿命化を推進し、修繕費用の縮減に努めます。

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町には、小学校が4校、中学校が3校あります。児童・生徒数は少子化の進行や過疎化によって、小学校・中学校ともに減少傾向にあります。各学校で個性豊かな教育や基礎学力向上への取り組みがなされています。また、放課後児童クラブを設置し、学童保育事業を実施しています。

学校教育は、子どもたちが社会の中で生きていくための基礎・基本を身に付けるとともに、個性を見出し、さらに生涯学んでいく基礎的な力を培っていくうえで重要な役割を担っています。

現在、地域と連携・密着した特色ある学校づくりが課題となっているほか、人間性豊かな子どもを育むための個性・創造性を育てる教育、心の教育の重要性や社会環境変化に主体的に対応できる人材を育成する教育環境が必要となっています。

また、施設面においては、建築後40年以上経過している小中学校の耐震補強工事及び大規模改修工事もほぼ終了していますが、大山中学校の大規模改修工事を実施する必要があります。

なお、教育課程の改訂により、夏季休業日数を減らして授業を実施する必要がある一方で、昨今の気象環境の変化から猛暑の期間が長くなっており、運動をしていないときでも熱中症の危険性があり、暑さ対策を実施する必要があります。

イ 社会教育

本町の社会教育事業は、町立公民館や町内の社会教育関係団体等が様々な分野にわたり行っており、人づくり、地域づくりなどで成果が得られています。また、町内には本館分館をあわせて3箇所の図書館があり、約10万冊の蔵書を所有しています。図書館の果たす役割はとても重要で、生涯学習施設として生涯各期それぞれの住民に対して、潤いのある生活や文化を享受できるよう、図書館サービスを実施していく必要があります。

町では生涯学習の中核をなす社会教育を推進するため、ハード面では社会教育施設の整備を、ソフト面では指導者や推進者の育成に努めてきましたが、施設の整備や事業の一層の推進が必要です。

また、未来を担う青少年の育成や女性の活躍の場を広げるため、家庭、地域、団体、学校及び行政が連携しながら、それぞれの課題に応じた学習活動を実践することが求められています。

ウ 社会体育

町内のスポーツ施設は、陸上競技場、野球場、テニスコート、体育館を有する名和総合運動公園をはじめ、体育館、武道館、野球場等の施設が整備されており、量的にも質的にもほぼ充足され、地域住民が様々なスポーツ活動に取り組んでいます。

特に名和陸上競技場については、多くの大会が開催されるほか、練習場としても町内外から多くの利用者がいます。しかしながら、経年劣化によってトラック等の消耗が激しく危険な状態にあるため、安全に施設を利用できるよう、改修を実施する必要があります。

また、スポーツ活動については、体育協会、スポーツ少年団等を中心にスポーツ大会の開催等の活動をしていますが、それらの自主的な活動の促進を図るとともに、生涯スポーツの普及推進のため総合型地域スポーツクラブの育成が必要です。

今後とも住民の多様な生涯スポーツ活動に対応して行くためには、現有施設を有効に活用できるように、平素から一層の維持管理の充実、利活用の促進が必要となっています。

エ その他

町内に高等学校等のない本町においては、生徒の多くがJRや路線バスの公共交通機関を利用し、町外の高等学校等へ通学していますが、通学に要する費用負担も大きく、保護者にとって大きな経済的負担となっています。

(2) その対策

ア 学校教育

学力の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び学習意欲の向上を図るために、授業時数増を図り、特に言語活動や理数教育を充実させます。

子どもたちの豊かな心と健やかな体を育むために道徳教育や体育を充実させます。また、各学校それぞれが地域と密着した特色ある学校づくりができるよう支援を行います。

学校施設については、大山中学校の大規模改修工事を実施します。また、中山中学校及び名和小学校の空調の整備を検討します。

また、各学校のネットワーク再構築を含めたICT環境の整備について検討します。

イ 社会教育

行政、社会教育関係機関、各種団体及び学校と連携を図りながら、生涯各期のそれぞれの課題に応じた学習活動を提供し、実践することに努めます。

また、自然・歴史・文化資源のネットワーク化を図って恒常的に情報発信ができるようにし、観光・環境分野などの多様な場面での活用を進めます。

さらに、生涯学習人材バンクの登録及び活用を推進します。

図書館については、すべての住民に読書の楽しさや喜びを提供するとともに、利用者の拡大と図書貸し出し冊数の増大、乳幼児から高齢者までのサービスの拡充、地域サービスの確立を推進し、利用者により親しまれる図書館づくりに努めます。

ウ 社会体育

各種スポーツ団体の組織の充実と連携強化を図り、住民誰もが参加しやすいスポーツ大会・講習会を開催して、スポーツ人口の増加を図ります。

また、既存のスポーツ施設等について、より効果的な管理運営方法や活用方法を検討し、住民の利便性の向上に努めます。

特に利用者の多い名和陸上競技場については、安全に利用できるように、施設の改修を実施します。

エ その他

定期乗車券により公共交通機関を利用して高等学校等に通学する費用を助成します。

これにより、保護者の経済的負担を軽減し、教育や子育てしやすい環境を充実させ、町内者の町外への流出防止と町外から本町への移住定住を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設	—	—	
	校舎	名和小学校空調整備事業 名和小学校の空調整備を行う。	町	
		中山中学校空調整備事業 中山中学校の空調整備を行う。	町	
		大山中学校大規模改修工事 大山中学校の大規模改修を行う。	町	
	屋内運動場	大山中学校大規模改修工事 大山中学校体育館の大規模改修を行う。	町	
		名和中学校武道館吊り天井改修事業 名和中武道館の吊り天井の撤去及び撤去後の断熱 対策等の施工を行う。	町	
	(3) 集会施設、体 育施設等	—	—	
	公民館	中山公民館施設改修事業 中山公民館の施設改修を行う。	町	
		大山公民館空調設備更新事業 大山公民館の空調設備の更新を行う。	町	
		大山公民館大山農村環境改善センター外部等改修事業 大山公民館大山農村環境改善センターの外部等の 改修を行う。	町	
	集会施設	中山ふれあいセンター改築事業 中山ふれあいセンターを改築し、児童館としての 機能をもたせる。	町	
	図書館	大山町立図書館本館エアコン更新工事 図書館本館のエアコンの更新を行う。	町	
		図書館業務管理システム機器更新事業 図書館業務管理システム機器の更新を行い、継続 した図書館サービスを行う。	町	
	体育施設	名和総合運動公園陸上競技場修繕工事 トラック走路・助走路等の施設改修を行う。	町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(4) 過疎地域自立 促進特別事業	保育所外国語活動事業 町内の保育所(5保育所)に英語講師を派遣し、 園児のコミュニケーション能力を高める。	町	
		少人数学級の実施に関する協力金 鳥取県では、国の基準を下回る35人(小1・ 2年は30人、中1は33人)で1学級を編成す る少人数学級編制を実施しており、小3～小6、 中2・3について、少人数学級編制をするこ とにより増員となる教職員の人件費につい て、1人あたり200万円の協力金を支払っ ている。 少人数学級になることで、児童生徒一人 ひとりにきめ細やかな指導を行うことが でき、学力の向上、心のケアの充実など の効果がある。	町	
		高等学校等通学定期乗車券購入補助事業 定期乗車券により公共交通機関を利用し て高等学校等へ通学する生徒の保護者 に対して、定期乗車券の購入に要する 経費を補助する。	町	
	(5) その他	学校ICT整備事業 町内各学校に設置している学校サーバ ーを集約化し、ホスティングサーバを 利用することによりランニングコスト の低減を図る。 現在、サーバー管理を各学校の情報 主任が行っているが、これを事務局 で一元管理することでセキュリティ 対策の面でも効果がある。 また、現在各学校で時期が異な っているPC機器の契約についても 事務局で一括購入、管理すること で事務の効率化及びコストの低減 を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など、計画的な維持管理を推進することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、施設別のライフサイクルコストの把握及び管理を行います。維持管理コスト、老朽化度合い等を分析するとともに、人口減少による住民ニーズの変化を勘案したうえで、施設の長期的な整備の方向性を示します。

また、施設の特性や重要性を考慮した計画的な維持管理を行うとともに、対症療法型による修繕ではなく、予防保全型による修繕を計画的に実施していくことで、長寿命化を推進し、修繕費用の縮減に努めます。

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、国の重要文化財をはじめ、県及び町の指定文化財の建造物、美術工芸品、民俗文化財、史跡など、重要遺跡に登録されている文化財や史跡をはじめ、様々な地域固有の文化があり、それぞれの地域文化の伝承や新たな地域文化の創造を図る活動が活発に行われています。地域に所在する文化財は、その地域の歴史・文化を象徴するものであり、町の顔ともいえます。文化財には人を呼び寄せる資源としての側面もあり、観光面での活用も期待されています。

しかし、町の文化財行政は、諸開発行為に伴う発掘調査など埋蔵文化財の保護調整に係る業務などが量的に大きな部分を占めており、十分な活用をしていくための体制がとれない状況が続いています。いかにして、町の貴重な資源としての文化財を活用していくかが今後の重要課題となっています。

また、文化・芸術は情操豊かな人間性を培い、私たちの生活を潤すとともに人生に生きがいを与えるものです。町内においても、文化・芸術活動への関心や学習意欲は高まっており、公民館のサークル活動なども活発に行われています。

しかし、文化・芸術活動の主体は高齢者層に偏重している傾向にあり、今後は若年者層などへも広げていく取り組みが必要です。また、少子高齢化社会が著しく進行していく中であって、伝統行事などを保存・継承していく次世代の担い手の育成も課題といえます。

(2) その対策

文化財について、僧坊跡群等からなる大山寺旧境内をはじめ、重要遺跡についての継続的な調査を行い、その有効な保存・活用に努めます。また、大山町所子伝統的建造物群保存地区の保存について、周辺整備や情報発信に努めながら、資源の活用という視点に立った取り組みを進めます。町内の悉皆調査などにより、未指定文化財等の掘り起こしを行うとともに、文化財愛護の啓発を進めます。

また、優良な文化・芸術鑑賞の機会の提供と文化・芸術活動の発表の場の拡充を図り文化・芸術への関心を高めて、若年層の活動参加を促していきます。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	大山寺僧坊跡等保存対策事業 大山寺・大神山神社奥宮周辺に広がる僧坊跡群の調査及び保存整備、活用を行う。	町	
		所子伝統的建造物群保存地区保存対策事業 大山町所子伝統的建造物群保存地区の町並みを保存するため、修理・修景及び活用を進める。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など、計画的な維持管理を推進することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、施設別のライフサイクルコストの把握及び管理を行います。維持管理コスト、老朽化度合い等を分析するとともに、人口減少による住民ニーズの変化を勘案したうえで、施設の長期的な整備の方向性を示します。

また、施設の特長や重要性を考慮した計画的な維持管理を行うとともに、対症療法型による修繕ではなく、予防保全型による修繕を計画的に実施していくことで、長寿命化を推進し、修繕費用の縮減に努めます。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町においては、大小あわせて167の集落があり、それぞれの地域特性を踏まえて、集落内外の維持管理や伝統文化等の継承に努めてきました。

しかし、生活様式の多様化・家族構成やライフスタイル・価値観の変化などにより、地域社会に対する帰属意識が薄まり、これまで地域が持っていたふれあいや連帯感が失われつつあります。特に若者の地域への愛着心が希薄化しており、コミュニティの次世代を担う人材が不足しています。少子高齢化の波は、集落の活気がなくなることにつながります。本町では、民間事業者が若者向けの住宅16戸を建設し、それを町が賃貸し若者が町外に流出しないように努めています。

住みよい地域社会の形成のためには、住民が主体となった活動を促進するとともに、集落の活性化が必要です。

また合併後は、住民と行政の距離が遠くなったとの声が聞かれます。まちづくりを進めていくうえで、住民と行政が協働で施策を進めることは重要であり、住民自治を推進し、発展させていくことが必要不可欠です。

(2) その対策

本町では、集落の自主的な点検「集落の健康診断」を推進し、住民と行政の協力・連携によるまちづくりを推進しています。集落の誇り・問題・課題の共有化を図り、具体的な解決方法を話し合います。話し合いで出た集落の問題・課題を解決するため、集落活性化事業により支援していきます。

また、少子高齢化等の影響により、集落活動が困難となる集落も出てくると予測されます。そのため、集落という範囲をこえた地域（旧小学校区）で広域的に活動を実行する「地域自主組織」の設立を進めていきます。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	大山町地域活性化支援事業 集落及び地域団体等が行う3年継続の地域の活性化に資するソフト事業に対し交付金を交付する。	町	
		集落コミュニティ補助事業 集落の維持に必要な活動の支援を行う。	町	
		地域自主組織育成支援事業交付金 旧小学校区ごとに設立した地域自主組織を支援する。	町	
	(3) その他	大山町地域活性化支援事業（公民館建設等） 集落及び地域団体等が整備する集落コミュニティ施設等のハード事業に対し交付金を交付する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など、計画的な維持管理を推進することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、施設別のライフサイクルコストの把握及び管理を行います。維持管理コスト、老朽化度合い等を分析するとともに、人口減少による住民ニーズの変化を勘案したうえで、施設の長期的な整備の方向性を示します。

また、施設の特性や重要性を考慮した計画的な維持管理を行うとともに、対症療法型による修繕ではなく、予防保全型による修繕を計画的に実施していくことで、長寿命化を推進し、修繕費用の縮減に努めます。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 行政サービスの向上

本町では、住民のニーズに迅速・的確に対応するため、事務改善や職員研修の実施、庁内情報基盤の整備などを行い、行政サービスの向上に努めてきました。

今後も、多様化する住民ニーズに対応し、行政サービスを向上させていくため、職員にはより高度な知識や技能が必要になります。また、行政区域の広域化に対応し、効率的で効果的な行政サービスを提供するため、情報ネットワーク化を一層進めていく必要があります。

イ 健全な財政運営

国、地方における厳しい財政状況、さらには社会経済情勢の中長期的な予測が困難な時代において、健全な財政運営を進めていくためには、行財政改革を一層推進し、より慎重な財政運営を行なっていく必要があります。

そのためには、行政目的・目標を明確にし、施策、事業の選択と集中により住民ニーズに合致した効果的、効率的な施策展開を図っていくことが重要となります。

今後も限られた財源を最大限に活かし、重点施策への優先的投資に努める一方で、起債の抑制に努め持続可能な財政運営をめざします。

また、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の行財政運営については、住民に対する説明責任を果たすことがますます重要となっています。地方財政の状況が厳しい中で、住民の理解と協力を得ながら健全な財政運営を行なうためには、自らの財政状況についてより積極的に情報を開示することが求められています。

ウ 新・省エネルギー

温暖化対策を推進し、自然環境への配慮や環境負荷の軽減を図る必要があります。

エ 移住定住の促進

担い手の減少に少しでも歯止めをかけるため、住宅、仕事を含めた移住定住に係るワンストップ窓口の設置と地域に早く馴染めるよう民間活力を活かした移住定住施策の充実が必要です。

(2) その対策

ア 行政サービスの向上

住民の立場から利用しやすい行政サービスの向上をめざし、庁舎機能の充実や情報ネットワーク化、窓口サービスの維持・向上等を図ります。

職場内での研修、市町村アカデミー等の研修、国や県等への派遣により職員の資質向上を図ります。

イ 健全な財政運営

将来を見据え、健全な財政運営を視野に施策、事業の選択と集中により住民ニーズに合致

した効果的、効率的な施策展開を図ります。

また、住民と行政の協働のまちづくりを実現するためにも、財政状況等の行政情報の積極的な公開を行い情報の共有化を図ります。

ウ 新・省エネルギー

「大山町地域新エネルギービジョン」で定めた各プロジェクトにおける導入目標及び二酸化炭素削減量を実現させるために、風力・太陽光・バイオマス・小水力発電等の自然エネルギー施設の整備を積極的に推進します。

また、住民に新エネルギー・省エネルギーの取り組みを浸透させるために、太陽光発電システム等の自然エネルギー施設導入に対する支援を行い、安心して快適に暮らすことができる環境を守ります。

エ 移住定住の促進

役場ワンストップ相談窓口の継続運営、民間活力を活かした現場の相談窓口である「移住交流サテライトセンター」の強化・継続運営、移住相談会への参加、先進地視察研修の実施及び諸事業の活用により、町内者の定住と町外からの移住定住の促進を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 その他地域の 自立促進に関 し必要な事項	(1) 過疎地域自立 促進特別事業	住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業 住宅用太陽光発電システム及びその他の新・省エ ネ設備の設置者に対して補助金を交付する。	町	
		移住定住促進事業 役場ワンストップ相談窓口の継続運営、民間活 力を活かした現場の相談窓口である「移住交流サ テライトセンター」の強化・継続運営、移住相談 会への参加、先進地視察研修の実施及び諸事業の 活用により、町内者の定住と町外からの移住定住 の促進と確保を図ります。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の長期的な修繕計画の策定や日々の点検等の強化など、計画的な維持管理を推進することにより、施設を安全に長持ちさせるとともに、施設別のライフサイクルコストの把握及び管理を行います。維持管理コスト、老朽化度合い等を分析するとともに、人口減少による住民ニーズの変化を勘案したうえで、施設の長期的な整備の方向性を示します。

また、施設の特性や重要性を考慮した計画的な維持管理を行うとともに、対症療法型による修繕ではなく、予防保全型による修繕を計画的に実施していくことで、長寿命化を推進し、修繕費用の縮減に努めます。

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立 促進特別事業	野生鳥獣被害防止事業 内 容：有害鳥獣の捕獲、その侵入防止柵、被害防止施設設置等への支援を行う。 必要性：有害鳥獣に指定されているイノシシ、カラス、ヌートリア等の水稲、野菜、飼料作物など農産物への被害が年々拡大している。そのため、農産物への被害をくい止め、農家の経営安定を図る必要がある。 効 果：有害鳥獣の捕獲及びその被害防止施設設置をすることにより、農産物への被害を軽減し、農家の経営安定を図ることができる。	町	
		耕作放棄地再生利用推進事業 内 容：農振農用地域内の耕作放棄地を農地へ再生作業を行い、賃貸借や使用貸借権の設定・移転・所有権の移転・農作業受託等により、再生年度から5年間以上耕作する農業者等を支援する。 必要性：国が行う同事業の積極的な活用を推進するため、補助残部分を県と町が折半して助成を行い、事業主体の負担をなくすことが必要である。 効 果：耕作放棄地が解消されるとともに、農地の有効活用により、担い手農家等の規模拡大と利用集積が推進される。	町	
		松くい虫等防除事業 内 容：松くい虫の被害から守るべき松林（特に地元要望の強い松林）を、松くい虫のメカニズムに合わせ、効果的に駆除と予防作業を実施する。 必要性：松林は水源涵養や風水害予防など国土の保全を通じて暮らしを守る働きを有している。そのため、松林を松くい虫被害から守るため松くい虫被害予防及び駆除を行う必要がある。 効 果：松林を守ることにより、国土の保全が保たれ、安心安全な生活環境を保持するとともに健全な林業経営にも寄与することができる。	町	
		大山だいせんプロジェクト事業 内 容：「大山」と書いて「だいせん」と読ませる事業で、全国に大山をPRする。 必要性：観光客の誘致を図るため、大山町の魅力をPRするための様々な取り組みを行っているが、東日本では大山町の存在自体を知らない人が多く「おおやま」と誤読されることが多い。このため、知名度向上の方策が必要となっており「鳥取の大山はだいせん」であることを切り口として効果的なPR活動を行う必要がある。 効 果：大山町の魅力を全国発信することにより、知名度・認知度が向上し観光客の集客が見込まれる。また、観光産業の活性化により「食」を通じた農業・漁業等の活性化も期待できる。	町	

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		<p>大山町自己居住用建物等改善助成事業</p> <p>内 容：町民が町内の事業者が発注するリフォーム等に対して10%上限10万円で大山町商工会のお買物券で助成するというもの。 必要性：消費税増税を受けて、町内事業者の経営にも少なくない影響があると考えられる。 効 果：大山町内の事業者が発注した工事に対して助成をすることで町内事業者の経営改善を図る。また、その助成を大山町商工会の発行するお買物券で行うことにより町内での消費拡大、地域経済の活性化を促していく。</p>	町	
		<p>大山ツーリズム推進事業</p> <p>内 容：ツアーデスクの体制整備、ツアー商品開発、地元受入体制を整備する。 必要性：大山には多くの観光客が訪れているが、観光客の満足度向上を図り、再訪を促すためには、大山独自の観光メニューの開発が不可欠である。現在の大山には、体験型・着地型観光の受け皿となるメニューや体制が整っておらず、早急に整備をする必要がある。 効 果：着地型観光の受け皿となるメニューや体制を整備することにより滞在時間の延長や再訪が促され、来訪者の増加による地域活性化が図られる。さらに、滞在時間の延長や再訪により本町の魅力を体感することにより、将来的なIUターンによる定住促進に繋がることが期待できる。</p>	町	
		<p>にぎわい復活事業</p> <p>内 容：大山参道のPR活動を行い、観光客の増大を図る。 必要性：大山参道は、現在、空き店舗が目立ち、閑散としている。このため、かつて賑わっていた参道を復活させ、交流人口の増大を図るための取り組みが必要である。 効 果：関西圏、関東圏へ大山参道のPR活動を行い、観光客の増大を図ることによって、再び地域住民の活力、交流人口の増大による地域活性化につなげる。</p>	町	
		<p>大山町温泉活用促進助成事業</p> <p>内 容：大山寺参道沿いの日帰り温泉施設「豪円湯院」が温泉水を下水道に流すことによって発生する下水道使用料の総額に対して、1/3を乗じた額に4/5を乗じた額もしくは年額120万円のいずれか低い額を助成するというもの。 必要性：大山寺参道沿いの日帰り温泉施設「豪円湯院」の温泉水は下水道に排水しており、経費負担が重荷になっている。 効 果：事業者の負担を軽減し、温泉利活用の促進につなげる。</p>	町	

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	国内交流事業（呉市） 内 容：姉妹都市である呉市の「食の祭典」に交流団を派遣し、相互交流を図る。 必要性：戦前に呉市から集団移住し、開墾事業に取り組んだ先人たちの苦勞が、町民の中で薄れつつある。相互交流により先人たちの苦勞を知り、両都市の交流を更に深めることが必要である。 効 果：先人の歴史を知り、両都市の交流人口が増え地域が活性化する。	町	
		国際交流事業（韓国・アメリカ） 内 容：友好・姉妹都市である韓国ヤンヤン郡、米国テムキュラ市との交流事業で、訪問団派遣や受入をしている。 必要性：大山町の担い手として広い視野を持つ人材が求められており、国際交流事業を通し、国際感覚豊かな人材を育成する必要がある。 効 果：国際感覚豊かな広い視野を持つ人材が育成され、地域の活性化が図られる。	町	
		人材育成交流事業 内 容：友好都市である沖縄県嘉手納町との交流事業を行う。 必要性：文化、生活習慣等の異なる地域の子どもたちや住民との交流を通じ、郷土愛と幅広い見識を持った人材の育成を図る必要がある。 効 果：次代の郷土を担う子どもたちの郷土に生きる喜びや自覚を促すとともに、次代を担う人材の育成が図られる。	町	
		情報通信設備等更新事業 内 容：局舎及び加入者宅に設置してある通信機器について、光ファイバ化による通信速度の向上等の機能強化を図る。 必要性：情報通信網は、地域振興や福祉、災害時などの様々な分野における活用可能性も高いため、適切な環境整備を図ることが求められている。 効 果：適切な環境整備を行うことで、継続的かつ安定的な情報通信サービスの提供が図られる。	町	
		橋梁定期点検事業 内容：町が管理する延長2m以上の全ての橋梁について、現状を把握し、安全面など適切な処置を行うとともに、効率的な維持管理や今後の修繕計画を立てるための基礎情報を蓄積することを目的に点検を実施する。 必要性：高度成長期に集中的に整備された橋梁の老朽化が進んでいて、損傷を受けた場合に及ぼす交通・安全面への影響の大きさから、損傷の早期発見・経過観察・効率的な維持管理を行うことが求められている。 効果：適切な点検と評価に基づく維持管理を計画的に実施することで、橋梁の長寿命化や、維持管理に要するコスト縮減が図られる。 また、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性が確保され、地域住民の安全・安心な暮らしの実現に資する。	町	
3 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	自主防災組織育成強化事業 内 容：自主防災組織育成、強化に対する補助金でAEDや火災報知機の普及促進に係る啓発、防災訓練等による防災意識の向上を図る。 必要性：自主防災組織育成・防災訓練等を通して、集落の防災・消防意識を高め、集落の維持発展に資する。 効 果：集落の防災・消防意識が高まる。	町	

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 高齢者等の保 健及び福祉向 上及び増進	(8) 過疎地域自立 促進特別事業	<p>外出支援サービス事業</p> <p>内 容：要介護状態にある者又は障がい者等で単独での移動が困難な者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者を対象として、移送用車両により利用者の居宅と医療機関との間を週1回を限度として送迎する。 必要性：在宅での生活を支援するため、単独で医療機関へ通院することが困難な要介護者等の外出を支援する必要がある。 効 果：要介護者等の外出を支援することにより、住み慣れた地域社会での自立した生活の確保が図れる。</p>	町	
		<p>緊急通報体制整備事業</p> <p>内 容：ひとり暮らし高齢者等の急病や火災等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の貸与を行う。急病等の緊急時にボタンを押すと警備会社に通報され、警備員、地域の協力員がその家に急行する。 必要性：独居高齢者等の在宅での安全・安心な生活を支援するため、独居高齢者等の緊急時の体制整備を図る必要がある。 効 果：独居高齢者等の緊急時の体制整備を図ることにより、独居高齢者等の在宅での安全・安心な生活の確保が図れる。</p>	町	
		<p>タクシー助成制度</p> <p>内 容：交通機関を利用することが困難な高齢者及び障がい者を対象として、利用者の居宅から目的地までのタクシー料金について1,000円を超過する部分の2分の1（1,000円以下の場合には助成なし）を助成する。（従来の福祉タクシー事業の見直し。） 必要性：今後も進む高齢化等を考慮して将来的にも持続可能な公共交通を確保するため、集落の拠点から病院等の目的地に移動できる「予約型交通（スマイル大山号）」を導入したが、この予約型交通を利用することが困難な高齢者等の移動手段を確保する必要がある。 効 果：住み慣れた地域での自立した生活の確保が図れる。また、予約型交通との料金の整合を図ることで公共交通全体としての事業の継続が可能となることが期待される。</p>	町	
		<p>家庭保育支援給付事業</p> <p>内 容：乳幼児を日中に家庭で保育する保護者に対して給付金を支給する。 必要性：子育てにとって大切な乳幼児期に、家庭で育児に専念することができる支援が必要となる。 効 果：乳幼児期における家庭での保育環境の充実を図り、親子間の愛着形成と乳幼児の健全な育成に寄与する。</p>	町	

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立 促進特別事業	<p>保育所外国語活動事業</p> <p>内 容：町内の保育所(5保育所)に英語講師を派遣し、園児のコミュニケーション能力を高める事を目的とする。 必要性：近年、大山町でも核家族化・少子化が進み子どもたちのコミュニケーション能力の低下が課題となっている。 効 果：外国の歌や遊び等異文化に触れ、国際感覚やいろいろな違いを受け止められるような寛容な心を養い、人と関わろうとする力が育つ。</p>	町	
		<p>少人数学級の実施に関する協力金</p> <p>内 容：小3～小6、中2・3について、少人数学級編制することにより増員となる教職員の人件費について、1人あたり200万円の協力金を支払うもの。 必要性：家庭環境の多様化、授業時数の増加や、障がいのある児童生徒への対応、いじめ・不登校等の課題がある。児童生徒一人ひとりに対する細やかな対応が求められているため、少人数学級の実施が必要である。 効 果：少人数学級になることで、児童生徒一人ひとりにきめ細やかな指導を行うことができ、学力の向上、心のケアの充実などの効果がある。</p>	町	
		<p>高等学校等通学定期乗車券購入補助事業</p> <p>内容：定期乗車券により公共交通機関を利用して高等学校等へ通学する生徒の保護者に対して、定期乗車券の購入に要する経費を補助する。 必要性：町外の高等学校等への通学に係る保護者負担は大きく、その軽減が必要である。 効果：通学に係る保護者の経済的負担を軽減し、教育・子育て環境を充実することにより、町内者の町外流出防止と町外者の移住定住が図られる。</p>	町	
7 地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	<p>大山寺僧坊跡等調査・保存整備整備事業</p> <p>内 容：大山寺・大神山神社奥宮周辺に広がる僧坊跡群の調査及び保存整備、活用を行う。 必要性：大山寺旧境内に広がる僧坊跡等群は、中世から近代にかけての信仰や地域史を物語る貴重な遺跡である。明治初期から荒廃が進んでおり、鳥取県西部地震以降には石垣崩壊などが進行して保存が危ぶまれる状態にある。このため、その保護と活用を図っていく必要がある。 効 果：歴史的価値の高い大山寺旧境内の僧坊等跡群について、視覚的な整備、観光ルートの新設、説明看板設置、調査による未知の歴史像の提供などにより、より多くの人に認知され、生涯学習面での活用が期待できる。特に遺跡保護のみならず、観光資源として地域振興や活性化にも費用対効果が大きく期待できる。</p>	町	
		<p>所子伝統的建造物群保存地区保存整備事業</p> <p>内 容：大山町所子伝統的建造物群保存地区の町並みを保存するため、修理・修景及び活用を進める。 必要性：所子集落は、重要文化財・登録有形文化財などの建造物をはじめ地割、用水路、古くからの生活痕跡が多く残る農村集落である。その町並みは歴史的価値が高いと認められ、国の重要伝統的建造物群保存地区として選定されており、今後にもその保存・保全と活用を図っていく必要がある。 効 果：伝統的建造物群保存地区の取組みは、歴史的価値の高い町並みを保存することのみに留まらず、その町並みを有する地域の「まちづくり」の取組みでもある。このため、継続的な地域活性化や集落支援が可能となり、町にとっても重要な観光要素として位置づけられ、将来的には費用対効果が大きく期待できる。</p>	町	

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立 促進特別事業	<p>大山町地域活性化支援事業</p> <p>内 容:集落及び地域団体等が行う3か年継続の地域の活性化に資するソフト事業に対し交付金を交付する。 必要性:本町人口が減少傾向にあり、集落等が徐々に疲弊し活力が失われているため、将来に向かって集落を維持していくためにも集落を再生させ活性化を図る必要がある。 効 果:地域における諸問題を解決し、住民参画や地域間交流の推進に寄与することができる。</p>	町	
		<p>集落コミュニティ補助事業</p> <p>内 容:集落の維持に必要な活動の支援を行う。 必要性:集落人口の減少により、集落活動に必要な経費について各戸負担が増加し、事業の縮小や中止をせざるを得ない状況にあり、集落の維持管理機能が果たせない。 効 果:人口が減少した集落も活気ある集落活動を行なうことができ、集落の活力や定住化に資することができる。</p>	町	
		<p>地域自主組織育成支援事業交付金</p> <p>内 容:住民の公共的な活動への主体的な参加によるまちづくりを進める。取り組みは、①集落での取り組み、②旧小学校区を範囲とした取り組み、③各分野ごとの取り組みを柱として進める。 必要性:担い手の減少・高齢化が進展する状況にあっても、大山町に住んでいて「楽しい」と思える地域づくり、「安全」・「安心」な地域づくりを、地域資源（人材、情報、ノウハウ等）を結集しすることが必要。 効 果:人口減少、高齢化が進む中でも、地域で安心安全に生活できる地域づくりができ、行政との協働を実現することが期待できる。</p>	町	
9 その他地域の 自立促進に関 し必要な事項	(1) 過疎地域自立 促進特別事業	<p>住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業</p> <p>内 容:住宅用太陽光発電システム及びその他の新・省エネ設備を設置した者に対して補助金を交付する。 必要性:家庭での地球温暖化防止などの地球環境の保全についての意識の高揚を図る。 効 果:地球温暖化防止などの地球環境の保全に寄与し、環境にやさしい安心安全に生活することができる。</p>	町	
		<p>移住定住促進事業</p> <p>内 容:役場ワンストップ相談窓口の継続運営、民間活力を活かした現場の相談窓口である「移住交流サテライトセンター」の強化・継続運営、移住相談会への参加、先進地視察研修の実施及び諸事業の活用により、町内者の定住と町外からの移住定住の促進を図る。 必要性:担い手の減少により地域の活力が失われている。 効 果:移住定住により、地域の活力を維持する。</p>	町	